

表 面

		第 号	
石油の備蓄の確保等に関する法律第40条第3項の規定による立入検査証			
写 真	押 印 ス タ ン プ	職名及び氏名	
		年 月 日 生	
		年 月 日 発行	
		経済産業大臣	印

裏 面

石油の備蓄の確保等に関する法律抜粋

第40条 (略)

2 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、石油業者の事務所、工場その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のためにみとめられたものと解釈してはならない。

第47条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

一～四 (略)

五 第40条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 B 8 とする。